

# 和歌山縣報

號 外

明治四十五年七月二十二日

## ○濟生會記事

○濟和第一號

濟生會施療手續別紙ノ通相定  
明治四十五年七月二十二日

### 濟生會施療手續

第一條 病傷者ニシテ醫療ヲ受クルノ資力ナキ者ニ對シ施療スル爲左ノ方法ヲ施行シ尙必要ノ箇  
所ニハ診療所ヲ設置ス  
一通院施療  
二入院施療

和歌山縣知事 川村竹治

郡 警 署 役 所  
全 分 署  
市 役 所  
町 村 役 場

三 往診施療

第二條 前條ニ依リ施療スヘキ者ハ左記各號ノ一ニ該當スル者ヲ云フ

一 貧困ノ爲諸稅賦課ノ免除ヲ受ケ居ル者竝其ノ家族

二 恤救規則ニ依リ救助ヲ受ケ居ル者竝其ノ家族

三 醫療ヲ受クルノ資力ナキ者

第三條 施療スヘキ病傷者ニハ市町村長ニ於テ治療券ヲ交付ス

治療券ハ第一號様式ニ依リ當廳ニ於テ調製シ各郡市ニ之ヲ配付ス

郡長ハ町村ノ狀況ニ依リ施療病傷者數ノ見込ヲ以テ豫メ町村ニ對シ施療期間ヲ豫定シテ治療券

ヲ分配シ置クヘシ

第四條 警察官吏、市町村長ニ於テ施療ノ必要アル病傷者ヲ見聞シタルトキハ警察官吏ニ在リテ

ハ左ノ事項ヲ調査シ市町村長ニ通報シ市町村長ニ在リテハ之ヲ警察官吏ニ移牒シテ其ノ調査ヲ

求ムヘシ

一 病傷者ノ本籍、住所、職業、氏名、生年月日

二 病名竝病傷ノ狀態

三 生計ノ模様

四 家族ノ職業並其ノ員數

第五條 市町村長ハ前條ニ依リ認知セシ病傷者ニ對シ尙左記事項ヲ調査シ警察官吏ト協議ノ上施

療ノ必要アリト認メタルトキハ第一條ノ施療方法竝治療期間ヲ決定シテ之ヲ明示スルト同時ニ

治療券ヲ交付シ指定ノ病院又ハ醫院ニ就キ治療ヲ受ケシムヘシ但シ一施療期間ハ通院ハ二十日

以內入院ハ三十日以内トス

一 第二條該當ノ有無

二 治療方法ノ概要並治療ノ見込日數

三 治療費等ノ見込額  
(通院、入院、往診、大手術、血清、使用其ノ他)  
(特異治療ニ要スル各費額ヲ調査スルコト)

四 扶養義務者ノ有無

五 其ノ他參考トナルヘキ事項

前項第二號第三號ノ事項ニシテ判定シ難キトキハ便宜醫師ニ囑托シテ其ノ檢査ヲ求メ之ヲ決定スヘシ

大手術、往診又ハ患者運搬若ハ血清使用其ノ他特異治療ノ爲特ニ費用ヲ要スルトキハ市長ハ知事ニ町村長ハ郡長ノ指示ヲ受ケテ之ヲ措置スヘシ

警察官吏ハ市町村長ト協議ノ上治療ノ要否ヲ決定シタルトキハ一面所屬署長ニ報告スヘシ患者ノ轉歸其ノ他異動ヲ生シタルトキ亦全シ

第六條 警察官吏、市町村長ニ於テ救急ノ必要アル病傷者ヲ認メタルトキハ直ニ適當ナル治療ニ着手スルコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ事後第四條第五條ニ準シ更ニ相當ノ手續ヲナスヘシ

第七條 市町村長ハ施療病傷者ノ状態ト主治醫ノ都合ニ依リ便宜他ノ醫師ニ囑托ヲ變更スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ在リテハ治療券ノ記事欄ニ其ノ旨記入認印スヘシ

第八條 市町村長ニ於テ施療病傷者指定ノ期間内ニ治療セサル場合ニハ警察官吏ト協議ノ上主治醫ノ意見ヲ聞キ治療ヲ繼續スルノ必要アリト認メタルトキハ町村長ハ郡長ニ報告スヘシ

郡市長ニ於テ前項ニ依リ治療期間延長ノ必要アリト認メタルトキハ豫算ノ範圍内ニ於テ更ニ相

當期間ヲ定メ市長ハ直ニ治療券ヲ交付シ郡長ハ町村長ニ之ヲ指示シテ交付セシムヘシ

第九條 市町村長ハ治療中ノ病傷者ニシテ尙繼續治療ノ必要アリ若ハ新ニ治療ヲ要スヘキ病傷者ヲ發見セシ場合ニ治療費ニ殘餘ナキトキハ市長ハ直ニ町村長ハ郡長ノ指示ヲ受ケ便宜適當ノ措置ヲナスヘシ

前項ノ場合ニ在リテハ其ノ事實ヲ市長ハ直ニ町村長ハ郡長ヲ經テ知事ニ報告スヘシ

第十條 市町村長ハ入院治療病傷者ニシテ重症其ノ他ノ理由ニ依リ必要アルトキハ父母兄弟姊妹等ヲシテ附添看護ヲナサシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ附添看護人ニ關スル諸費ハ相當支辨ノ方法ヲ講スヘシ

第十一條 市町村長ハ治療ヲ受クル者ニシテ相當ノ實力ヲ有スルニ至ルカ又ハ扶養義務者ヲ發見シタルトキハ病院又ハ醫院ニ對シ治療ヲ休止セシムヘシ此ノ場合ニ入院治療患者ニシテ病傷ノ状態ニ依リ退院セシメ難キモノハ入院治療ヲ繼續シ其ノ費用ヲ支辨セシムヘシ

第十二條 治療ヲ受クル病傷者ニシテ本令ニ違背シ又ハ當該吏員若ハ主治醫ノ指示命令ニ從ハサルトキハ郡市長並町村長ニ於テ治療ヲ廢止スルコトヲ得

第十三條 入院治療中死亡シタルトキハ其ノ遺族ヲシテ之ヲ引取ラシム若シ遺族ナキトキハ市町村長ニ於テ本條ノ手續ヲナスヘシ

第十四條 市町村長ハ病傷者ニ對スル治療券ノ使用期間滿了シ若ハ轉歸又ハ治療ヲ休止、廢止シタルトキハ其ノ治療券ヲ直ニ最終ノ主治醫ニ提出セシムヘシ但シ死亡シタルトキハ遺族其ノ他ノ關係者ヨリ其ノ手續ヲナサシムヘシ

第十五條 市町村長ハ病傷者ノ治療ニ着手シタルトキハ第二號表轉歸若ハ治療ヲ休止又ハ廢止シタ

ルトキハ第三號表ニ依リ十日以内ニ市長ハ直ニ町村長ハ郡長ヲ經テ知事ニ報告スヘシ

第十六條 市町村長ハ施療病傷者轉歸者ハ施療ヲ休止又ハ廢止シタルトキハ十日以内ニ主治醫若

ハ藥劑師等ヨリ施療ニ關スル費用請求書ヲ徵シ(治療券其ノ他)市長ハ直ニ町村長ハ郡長ヲ經テ(關係書類添付)

知事ニ進達スヘシ

第十七條 市町村長並郡長ハ第二號第三號様式ニ準シ治療患者名簿ヲ調製シ置クヘシ

第十八條 市町村長ハ毎年三、六、九、十二月末現在患者ヲ調査シ第四號様式ニ依リ翌月十日限

リ市長ハ直ニ町村長ハ郡長ヲ經テ知事ニ報告スヘシ

第十九條 診療所ニ關スル順序方法ハ別ニ之ヲ定ム

第一號様式 (表面) 四寸六分

寸 三

NO.

恩賜財團濟生會治療券

取扱所	交付	治療所	受療者	年齢
	年 月 日	住 所	職 業 男 女 別	年 月 日 生
			氏 名	

一、本券を上(この券)に書いてある醫院(又は病院)へ持(も)て行くときは無料(無料)で醫師(医師)の治療(治療)を受けることが出来る(出来る)但し本券一枚(一枚)の有効期限(有効期限)通(た)院(院)は二十日(二十日)、入院(入院)は三十日(三十日)以内(以内)とす

一、醫院(医院)に行くこと(こと)の出来ない患者(患者)は本券(本券)を差出(さしだ)して醫師(医師)の往診(往診)を願(ねが)ふことが出来る(出来る)

一、治療(治療)中は醫師(医師)の命令(命令)を嚴守(厳守)らねばならぬ(ならぬ)若し命令(命令)に従(したが)はざるときは治療(治療)を止(と)めらる(めら)る

一、ことあるべし

一、轉歸(転帰)又は本券(本券)の有効期限(有効期限)経過(経過)の際は本券(本券)を醫師(医師)に納付(納付)なさい但し尙引續(尚引續)き治療(治療)の必要(必要)あるときは新(あら)たに本券(本券)を貰(もら)ひ受けること(こと)が出来(出来)る

(裏面)

記事	轉歸	退廢院療	入初院診	病名	
	年 月 日	年 年 月 月 日 日	年 年 月 月 日 日		
在院日數	往診 度數	投 藥 數			
					月 日 何日分
手術數	日間	合計			

備考 本様式ハ治療券ヲ患者受療ノ用ニ供スルノミナラス事後之ヲ統計材料及諸料金ノ計算材料

ニ使用スヘキ目的ヲ以テ作製シタルモノトス  
 本様式ハ入院及外來通院患者ノ治療ニ共通セシムヘキモノトス故ニ外來通院患者ノ治療ニ  
 使用スヘキモノニハ裏面中不用ニ屬スル各欄ヲ省略スヘシ  
 表面中「取扱所」トハ市町村役場其他「治療所」トハ治療ヲ委嘱セシ病院、醫院、診療所等ヲ指稱  
 シタルモノ裏面中「施術數」トハ投藥以外患者ニ施シタル諸般ノ處置、手術等ノ名稱、度數ヲ揭  
 記スヘキモノトス

第二號様式

施 療 報 告

(用紙美濃紙又ハ半紙形)以下全シ

明治	年	市 郡		號	本 籍
	年	第	第		
病名 負傷	年	年	月	日	住 所 (男女ノ別戶主 トノ續柄職業)
發病 負傷	年	年	月	日	氏 名
治療 交付	年	年	月	日	居 所
治療 着手	年	年	月	日	居 所
診療 期間	年	年	月	日	居 所



病傷輕重ノ別並ニ症狀狀態

通院入院往診ノ別主治醫氏名

診 療 概 要

療 養 場 所

入院料、手術料及藥價等ノ見込

生 計 ノ 模 様

資力ノ有無及財産ノ多寡

規程第二條該當事項

扶養義務者ノ住所氏名及財産ノ多寡

患家々族ノ氏名年令並ニ職業

患家姻戚ノ重ナル者ノ住所氏名及財産ノ多寡

備 考



右報告ス

年 月 日

市町村長名

知事宛

備考 費用ノ欄ニハ通院、入院、往診ニ關スル費用ヲ格別ニ記載スルヲ要ス

第四號様式

治療狀況報告

治療中ノ現患者 (其ノ一) 月末現在

報告番號	病傷名	治療着手月日	通入院往診ノ別	一日治療費見込額	將來要治療見込日數	住 所	氏 名

將來治療ヲ要スヘキ見込ノ者 (其ノ二) 月末調査

病傷名

發病傷年月日

病傷狀概況

輕重ノ別

入院治療必要ノ有無

住 所

職 業

生計概況

患者氏名

生年月日


右報告ス

年月日

知事宛

市町村長名

○濟和第一號

郡警分署 役所  
警察分署 役所  
市役所  
町役所

濟生會診療所設置内規別紙ノ通相定  
明治四十五年七月二十二日

和歌山縣知事 川村竹治

診療所設置内規

第一條 診療所ノ設備並管理ハ特別ノ事情アルモノヲ除クノ外縣ニ於テ之ヲ行フ

第二條 診療所ハ左ノ人員ヲ以テ組織ス

一 醫師 但シ和歌山市ニ在リテハ當分市醫師會員及官公衙奉職ノ醫師中ヨリ一名宛交番出務ス

二 藥劑師 藥劑師會員中ヨリ一名宛交番出務ス

三 看護婦 看護婦會員其ノ他ノ看護婦中ヨリ一名宛交番出務ス

四 事務員 一名

五 小使 一名

醫師、藥劑師、看護婦ハ無報酬トシ事務員、小使ニハ相當手當ヲ給ス

第三條 診療所ニハ簡易ナル診療器具藥局ヲ設備シ巡回携行スヘシ

第四條 診療所ニハ處方録ノ外患者名簿ヲ調製シ患者ノ住所、身分、職業、氏名、生年月並生計ノ狀態、病名、治療ノ概要其ノ他必要ナル事項ヲ記入スヘシ

第五條 救急ノ必要アル病傷者ニ對シテハ應急手當ヲ爲シタル後第三條第四條ノ手續ニ依リ爾後

ノ治療ヲ爲スヘシ

第六條 警察官署長、郡長、市町村長ヨリ往診患者ノ通告アルトキハ當番醫師ヲシテ便宜往診セシムヘシ

トヘシ

第七條 一診療所ノ施設事務ヲ終ル毎ニ其ノ期間ニ於ケル患者ノ數、治療方法ノ大別、治療費用ノ見込額ヲ知事ニ報告スヘシ

第八條 藥品、器具ノ購入補充ニ要スヘキ費用ハ毎月豫算ヲ提出シテ知事ノ承認ヲ受クヘシ

○濟和第三號

和歌山警察署

和歌山市役所

和歌山市醫師會

縣藥劑師會

和歌山市内診療所診療手續別紙ノ通相定ム

明治四十五年七月二十二日

和歌山縣知事 川村 竹治

市内診療所診療手續

第一條 和歌山市ニ於テ醫療ヲ受クル資力ナキ病傷者ニ對シテ醫療スル爲市内適當ノ箇所ニ診療所ヲ設ケ巡回治療ス

第二條 市内ヲ數分シテ診療所ヲ開設シ其ノ治療區域ヲ定ム

第三條 一診療所ノ區域内ニ於ケル病傷者ノ診療ヲ終リタル後次ノ診療所ヲ開始ス但シ他ノ診療區域内ノ者ト雖急ヲ要スル病傷者ハ其ノ開設セル診療所ニ於テ治療ヲ受クルコトヲ得

第四條 診療所ニテ治療ヲ請ヘントスル者ハ豫メ警察官吏若ハ市吏員ノ證明ヲ受クヘシ但シ急ヲ要スル病傷者ハ此限ニ在ラス

第五條 重症ノ病傷者ニシテ診療所ニ來ル能ハサル者ニ對シテハ往診治療ヲナス

第六條 診療所ニ於ケル治療ハ單ニ應急ノ所直ニ止メ爾後引續キ治療ヲ要スル者ニ對シテハ治療

和歌山縣...

和歌山縣...

券ヲ以テ指定ノ病院、醫院へ通院或ハ入院治療ヲ爲スモノトス

第七條 診療所ハ當分ノ内左ノ三箇所ニ設ケ順次隔日午後一時ヨリ五時迄開所ス但シ診療ノ便否

ニ依リ開所ノ日時場所ヲ變更スルコトアルヘシ

一、七曲附近 二、一里山附近 三、宇治附近

第八條 各診療所ノ位置及開始日時ハ其ノ都度之ヲ公示ス

